

III 健康・福祉・防災

2 児童福祉、母子父子の福祉など

学童保育所の運営 684万円

(担当：保健福祉課福祉係)

学童保育所は、仕事などで保育に専念できない家族にかわり、小学校1年生から3年生までの児童を保育しています。入所の受け付けは随時行っていますので、詳しくは保健福祉課福祉係(☎0136-44-2121)にお問い合わせください。なお、保育料は月額5,000円です。

主な経費

指導員賃金(4人分)	623万円
施設維持費(電気・電話料など)	46万円
児童クラブ共済保険料	15万円

財源

保育料	210万円
国の負担額	176万円
ニセコ町の負担額	298万円

ブックスタート事業 5万円

(担当：保健福祉課福祉係)

赤ちゃんの言葉と心を育むためには、あたたかなぬくもりの中で優しく語りあう時間が大切です。ブックスタート事業は、そのかけがえないひとときを「絵本」を通じて応援する運動です。町では0歳児健診のときに、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本とアドバイス集、スタートパックを手渡しています。

主な経費

ブックスタート配布用品	5万円
(絵本2冊、アドバイス集、ブックスタートパック用品)	

子ども手当・児童手当の支給 7,306万円

(担当：保健福祉課福祉係)

今年4月から児童手当が子ども手当に変わりました。これまで小学6年生までだった受給対象年齢が、中学卒業(15歳到達の3月)まで引き上げられます。支給額は月1万3,000円です。

中学生の子どもを養育している世帯と、所得制限により児童手当を受けていなかった世帯は、子ども手当を受けるための手続きが必要です。なお、3月まで児童手当を受けていた世帯は、手続きが不要です。

主な経費

子ども手当	6,747万円
児童手当	559万円

財源

国の負担額	5,518万円
北海道の負担額	894万円
ニセコ町の負担額	894万円

子ども手当が始まりました

(保健福祉課福祉係)

4月にスタートした子ども手当制度は、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、中学卒業まで(15歳到達後の3月)の子どもを対象に、一人13,000円を保護者に支給します。

■支給額 子ども一人あたり月額13,000円

■支払時期 毎年2月、6月、10月(それぞれの前月分までが支給されます)

■所得制限 所得制限はありません